

改めて、その後継組織を発足させることにしました。新しい「会」は、今までの会の名称「『植民地歴史博物館』と日本をつなぐ会」をそのまま引き継ぎます。

新「つなぐ会」は、①博物館を日本からサポート、②博物館見学・フィールドワークなどの企画、学習・交流の推進、③ネットワークづくり、などを活動目標とします。その最初の仕事として、植民地歴史博物館の2階常設展示室（第1ゾーン…日帝はなぜ朝鮮を侵略したのか」「第2ゾーン…日帝の侵略戦争、朝鮮人に何が起こったか」「第3ゾーン…同じ時代、違う人生―親日と抗日」「第4ゾーン…過去を乗り越える力、いま、私たちは何をすべきか」）の展示資料についての日本語『ガイドブック』の発刊を目指します。現在、翻訳作業をほぼ完了し、デザイン、編集作業を進めています。ご期待ください。

新「つなぐ会」は、現在、会への入会、カンパなどをお願いしています。ご協力を願っています。

「植民地歴史館をつなぐ会」

〔郵便振替口座〕

□座名義…「植民地歴史館つなぐ会」

□座番号…001300-0-634639

〔連絡先〕

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1-1

東京ボランティア・市民活動センターメールボックスNo.23

ノー！ ハプサ第2次訴訟 5・28東京地裁不当判決について

山本 直好

植民地支配下で旧日本軍の軍人・軍属として強制動員され、戦死した韓国人の遺族27名が靖國神社への無断合祀を取り消すよう求めたノー！ハプサ第2次訴訟において、東京地方裁判所民事第28部は5月28日、原告の訴えをすべて斥ける不当判決を言い渡した。判決理由の説明もなく、「原告の訴えをいずれも棄却する」という一言で裁判官は逃げ去った。原告は「簡単に何も言わずに判決が終わったので本当に怒りを覚える。裁判官自身過ちがあるからだと思う」（李明九さん）「怒りがいっぱい、ここで今から、父の名を取り消すまで座り込みしたい気持ちだ」（朴南順さん）と、裁判所の態度に怒りをぶつけた。

判決書は316頁と一見分厚いが、そのほとんどは、添付資料として原告の準備書面をそのまま綴ったものだ。判決の「認定事実」には、戦後の靖國神社による戦没者合祀の経過こそ詳細に記述されているが、原告らの訴えについては一言も触れていない。裁判所は原告の訴えを自ら咀嚼することさえ放棄し、単なる付属物に貶めた。「著しく怠惰な判決」（大口昭彦弁護士）だ。判決は、原告の訴えを一切事実認定しなかったにも関わらず、「被告靖國神社には、一宗教法人として憲法20条1項の規定する信教の自由が保障されているところ：我が国における信教の自由の保障の基本的な枠組みに照らせば、本件合祀行為等が信教の自由の保障の及ぶ適法な行為」と遺族に無断で行われた靖國神社合祀を「適法」とまで言い、「本件各合祀行為等は、単に本件各被告記者を被告靖國神社に合祀し、その合祀を継続する行為であるところ、このような行為をもって、被告記者を揶揄し、あるいは侮辱するものということはできず、社会通念上許される限度を超えて原告らの人格的利益を侵害するものとは到底いえない」と切り捨てた。「法的保護に値しないと判断するに至った根拠が何一つ示されない結論ありきの判決である。

今回の判決のもう一つの特徴は、「植民地支配」について、一言も言及していないことだ。原告側は植民地支配下に行われた朝鮮での民衆弾圧と加害者の靖國神社合

祀、原告の肉親の悲惨な死の実相、侵略神社としての靖國神社に合祀される韓国人遺族の苦痛を詳細に明らかにしてきたが、判決は「原告らは、被告靖國神社の有する『歴史観』なるものをるる論難するが、上記判断を左右するものではない」と歯牙にもかけない。2011年7月21日のノー！

ハプサ第1次訴訟一審判決が「韓国国籍を有する原告らが、植民地時代に日本国に徴兵、徴用されて第二次世界大戦の戦場に赴き、死亡した者の遺族であることを踏まえ、被告靖國神社による本件合祀行為等に対し強い拒絶の意思を示していること自体については、原告らの歴史認識等を前提にすれば、理解し得ないわけではない」と、曲がりなりにも「植民地支配」に言及したことと比較しても著しい後退だ。

本件訴訟は植民地支配下に軍人軍属として強制動員し、死に至らしめながら、戦後は一切の戦後補償措置から排除する一方、遺族に無断で日本政府が靖國神社に戦没者情報を調査し提供し、宗教行為である合祀を靖國神社と共同で推進し、その結果、植民地支配の加害者と一緒に天皇の侵略戦争を担った「神」として祀られるという苦しみを遺族に負わせ続けている事件である。つまり、遺族の苦しみの根源は何かということを出発点にしてはじめて、靖國神社合

祀の暴力性が理解できる。ところが、「認定事実」に示されるように、裁判所の関心は、靖國神社合祀事務が合憲・合法かどうかにかたしかなない。そういう意味では、裁判所は本件訴訟の本質を全く理解しないまま判決を書いたと言わざるをえない。

しかし、裁判所が戦後の靖國神社合祀の詳細な事実認定を行った背景には、原告側が情報公開制度等を利用して多くの厚生労働省や沖縄県公文書館所蔵の靖國神社合祀関連文書を掘り起し、徹底した立証を加えたことがあることも事実だ。判決92頁には次のような記述がある。「①本件各被告祀者が合祀された時点よりも前に発出された第3025通知に添付された『靖國神社合祀事務協力要綱』には、『なしうる限り好意的な配慮をもって、靖國神社』の合祀事務の推進に協力する旨記載されていたこと（認定事実①ウア）、②被告の間においては、昭和31年1月23日から昭和45年6月25日までの期間のみを見ても、合計21回にわたって合祀基準等に関する打合会が開かれており（認定事実①エ）、その際に、被告国の担当者が、被告靖國神社側に、合祀基準に関する提案をした場面も見受けられる（認定事実①エ）及び（オ）、③被告国から被告靖國神社に対して提供された情報が150万名分と大規模であり、情報

提供行為も長期間にわたること（甲B34、弁論の全趣旨）、④

そのような事務についての経費については、国費か

ら予算が割り当てられていたこと（認定事実①ウ）からすると、被告国による戦没者情報提供行為につき、被告靖國神社を特別に優遇するものではないかと感じる者が生じる可能性は否定できない」（下線は筆者）。裁判所による詳細な事実認定は、すべて、この「可能性」を打ち消すためのものだ。靖國神社と日本国のやりたい放題は絶対に許さないと原告側の意思は、裁判所に少しは伝わったのではないか。

原告はいずれも大切なお父さんやご兄弟を強制動員され、失った方ばかりだ。その立場を少しでも理解できれば、「到底いえない」などと、居丈高な言葉を遺族に投げつけることなどできないはずだ。今回の判



決は、植民地支配の歴史的事実さへ認めず、アジアの民衆からの人権回復の訴えに憎悪をむき出しにするヘイトスピーチと本質的には変わらない。日本社会の現状を象徴する判決であったと言える。だからこそ我々は負けるわけにはいかない。6月7日、原告らは東京高等裁判所に控訴した。不当判決に立ち会った、原告、弁護士、支援者で、

これでもう終わりだと考える者は誰もいない。「今日は負けたが、勝つまで止まることなくあきらめずに、みなさんとともに闘っていききたい」(太平洋戦争被害者補償推進協議会共同代表・李熙子さん)との呼びかけに応え、合祀取消しを実現するまで、共に闘うことをここに決意するものである。(やまもと・なおよし/ノー!ハプサ、写真提供:筆者)

山の手空襲を語りつぐ集い

—山の手空襲を記録し、伝える営みの現在地

山本 唯人

2016年から毎年1回、表参道界隈の会場で、山の手空襲を語りつぐ集いを開催しています。今年6月16日、渋谷区地域交流センター神宮前で開催したつどいで、4回目になりました。

「語りつぐ集い」のきっかけは、2015年5月25日、青山善光寺で恒例の戦災殉難者追善法要に参加したあと、「表参道が燃えた日」編集委員会の比留間柏子さんと、和・ピースリングのメンバー、うちゅうばくはつがくだんのシマカワコウジさんで、語り合ったことにあります。

10月22日、表参道北村ビルのアグネ技術センター会議室に、比留間さんのお世話で

集まった地元関係者と和・ピースリングメンバーが話し合い、翌2016年5月29日、穂田区民会館で第1回の山の手空襲を語りつぐ集いが開催されました。

当日は午前中、プレ企画としてキャットストリート遊歩道でうちゅうばくはつがくだんにより紙芝居『ライオンマン』を上演、午後つどいを開演、第1部でプレ企画と同じ紙芝居、第2部は戦前・戦中・戦後の表参道界隈を写した写真の上映会と体験者による解説トーク、第3部は青山学院高等部・大学生、地元住民により体験記を朗読しました。

2017年5月28日の第2回のつどいか

らは、第1部を「地図で伝える」として、スクリーンに大きな地図を投影しながら、空襲体験者から戦前の街・空襲当夜の状況のお話、第2部を「朗読 表参道が燃えた日」として、体験記を再構成した台本を青山学院初中高等部生徒など、地元で学ぶ生徒や住民、関係者により朗読し、その後、朗読に参加した若い世代の質問を入口に討論・交流という3部構成のプログラムが定着しました。

第3回は2018年6月17日に開催、第4回では定例のプログラムに加えて、空襲体験記を子どもでも読めるように再編集した学習用の冊子『語りつぐ「表参道が燃えた日」—山の手大空襲の体験記 戦争を知らない子どもたちとその子たちへ』を刊行しました。

*

つどい実行委員会の軸になったのは、青山・原宿地域で1945年5月25日の山の手空襲を体験した人に呼びかけて、『表参道が燃えた日—山の手大空襲の体験記』(2008年、増補版2000年)、『続表参道が燃えた日—山の手大空襲の体験記』(2011年)を刊行した編集委員会のメンバーです。事務局の比留間さんは、初期からつどい実行委員会の中心メンバーになりました。

この体験記集は、2007年1月27日、